

大分県報

令和七年
第六二〇号
六月二十七日

（金曜日）

目次

告示

自動車税種別割に係る徴収金の収納事務の委託……………	一
解除予定保安林（二件）……………	一
道路区域の変更……………	二
別府港県営三号上屋使用料の徴収事務の委託……………	二
大分港港湾施設に係る港湾使用料の徴収事務の委託……………	二
別府港北浜ヨットハーバー使用料の徴収事務の委託……………	三
公告……………	三
ふぐ処理講習会の開催……………	三

○告示

大分県告示第二百九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に自動車税種別割（普通徴収の方法により徴収するものに限る。）に係る徴収金の収納事務を委託した。

令和七年六月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎
一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地等

名 称	事務所の所在地	委託の内容
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号	収納事務のとりまとめ

令和七年六月二十七日

株式会社しんきん情報サービス

東京都港区港南二丁目八番二十七号

直営店舗及び加盟店
舗における収納事務

株式会社セイコーマート

北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地

〃

株式会社セブン・イレブン・ジャパン

東京都千代田区二番町八番地八

〃

山崎製パン株式会社

東京都千代田区岩本町三丁目十番一号

〃

株式会社ファミリーマート

東京都港区芝浦三丁目一番二十一号

〃

株式会社ポプラ

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一

〃

ミニストップ株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

〃

株式会社ローソン

東京都品川区大崎一丁目十一番二号

〃

ピリングシステム株式会社

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号

スマートフォン等の
電子機器による決済
サービス収納事務

二 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和七年四月一日

三 委託をした日

令和七年四月一日

四 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

大分県告示第二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水

大分県報（告示）

産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和七年六月二十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 解除予定保安林の所在場所

豊後大野市大野町澤田字由ヶ迫二一三七番二一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

大分県告示第二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和七年六月二十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 解除予定保安林の所在場所

宇佐市大字日足字堂所一四〇一番（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに宇佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年六月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延 長

豊後高田市田染路字三郎迫三八〇七番一地内

前

メートル
三三・三
〃二二・九

メートル
一〇・〇

県道新城山香線

豊後高田市田染路字三郎迫三八〇七番四から
豊後高田市田染路字三郎迫三七〇七番五まで

後

三三・三
〃二二・九

一〇・〇

大分県告示第二百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に別府港県営三号上屋の使用に係る使用料及び当該使用料に係る延滞金の徴収事務を委託した。

令和七年六月二十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

株式会社ササキコーポレーション

山口県宇部市港町一丁目十三番五号

二 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和七年四月一日

三 委託をした日

令和七年四月一日

四 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

大分県告示第二百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に大分港港湾施設の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和七年六月二十七日

- 大分県知事 佐藤 樹一郎
- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
一般社団法人大分港清港会
大分市豊海一丁目一番一〇号
- 二 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和七年四月一日
- 三 委託をした日
令和七年四月一日
- 四 委託期間
令和七年四月一日から同年九月三十日まで

大分県告示第二百九十六号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、次のとおり別府港北浜ヨットハーバーの港湾施設の使用に係る使用料及び当該使用料に係る延滞金の徴収事務を委託した。

令和七年六月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 受託者の住所及び名称
山口県宇部市港町一丁目十三番五号
株式会社ササキコーポレーション
代表取締役 佐々木 勝吉
- 二 委託期間
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○公 告

大分県食の安全・安心推進条例（平成十七年大分県条例第十九号。以下「条例」という。）第十六条第二項第一号の規定により、次のとおりふぐ処理講習会を開催する。

令和七年六月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 講習会の受講対象者
条例第十六条第一項の規定によりふぐ処理者名簿に登録された者のうち、登録の有効期間の満了の日が令和七年十一月三十日から令和九年二月二十八日までの者

二 講習会の開催期日及び場所

開催期日	開催場所
① 令和七年十月七日	大分市大字下郡四九六番地三八 大分県教育会館
② 令和七年十月二十二日	大分市大字下郡四九六番地三八 大分県教育会館

三 講習時間及び当日受付時間
講習時間は、午後一時から午後三時四十分まで
当日受付時間は、午後零時十五分から午後零時五十五分までとする。

四 講習会の受講申込みの受付期間及び場所

- 1 受付期間 令和七年八月二十五日（月曜日）から同年九月五日（金曜日）まで
- 2 受付場所
次の表に掲げる一般社団法人大分県食品衛生協会の各支部

支部名	所在地
国東支部	国東市国東町安国寺七八六番地一 東部保健所国東保健部内
速見支部	速見郡日出町字仁王山三三三番地二四 日出総合庁舎内
別府支部	別府市大字鶴見字下田井一四番地一 東部保健所内
由布支部	由布市庄内町柿原三三七番地二 中部保健所由布保健部内
臼杵支部	臼杵市大字臼杵字洲崎七二番地三四 中部保健所内
津久見市支部	津久見市港町一番二一 津久見商工会議所内
佐伯支部	佐伯市向島一丁目四番一号 南部保健所内
豊後大野支部	豊後大野市三重町市場九三四番地二 豊肥保健所内
竹田支部	竹田市大字竹田字山手一五〇一番地二 竹田総合庁舎内

	日田支部	日田市田島二丁目二番五号 西部保健所内
	玖珠郡支部	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 玖珠総合庁舎内
	中津支部	中津市中央町一丁目一〇番四二号 北部保健所内
	宇佐支部	宇佐市大字法鏡寺二三五番地一 宇佐総合庁舎別棟内
	豊後高田支部	豊後高田市是永町三九番地 北部保健所豊後高田保健部内
	大分市支部	大分市荷揚町六番一号 大分市保健所内